

会議録

会議の名称	令和元年度第3回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和元年12月26日（木曜日）午後7時から7時55分
開催場所	田無庁舎4階 第3委員会室
出席者	出席委員：嶋田委員、米崎委員、村田靖委員、平山委員、村田秀夫委員、指田委員、岸保委員、浅野委員、渡辺委員、伊集院委員、清水委員、土方委員、渡邊委員、福田委員、正岡委員 事務局：市民部長 松川、保険年金課長 後藤、国保給付係長 定留、国保加入係長 仲、国保給付係 菅沼
議題	諮問事項 西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について 令和2年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料1 西東京市国民健康保険財政健全化計画（案） 資料2 賦課限度額の状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開 会	
○会長	令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を開会します。 本日の会議は定足数に達していることをご報告します。
会議録署名委員の指名	
○会長	今回の会議録署名委員は、村田秀夫委員と指田委員にお願いしたいと思います。
傍聴について	
○会長	傍聴の方はいらっしゃいますか。
○事務局	いらっしゃいます。
○会長	入っていただいてよろしいですね。（「異議なし」の声あり）
2 議 題	
（1）諮問事項	
西東京市国民健康保険財政健全化計画の策定について	

○会長

それでは、議題に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

[配布資料1の説明]

○会長

ただいまの説明に対して質問・意見はありますか。

○委員

市民への負担がなるべく少なくなるようお願いしたことなど、これまで審議した内容が細かく盛り込まれているのでよろしいかなと私は思っております。

○委員

前回いただいた資料をもとに、非常にわかりやすくまとめられていると思いますので、特に中身についての質問はございません。

○委員

特に被保険者に過度な負担が生じた場合は基金の活用で対応するとか、運営協議会で検証を行って計画の見直しを図るというところは意見が反映されているなど思いましたし、あと、国庫負担割合の引き上げですとか、さらなる低所得者対策の実施などを国や都に要望するというのは本当にぜひもう、切に切に要望していただきたいし、応援したいと思っております。

質問を1つしたいのですが、前回いただいた資料のモデルケースで、年収100万円という欄がございました。40代夫婦で子供が2人いて年収が100万円という方は、データ上の想定なのか、それとも実際にいらっしゃるということなのか、その辺りはいかがですか。

○事務局

もし、40代夫婦と子供2人の世帯で年収100万円であった場合、どのくらいの保険料負担になるかというモデルケースで計算させていただいたという形になります。

○委員

私も自営業で、このモデルケースに該当するような方はなかなかいらっしゃらなかったのですが、実際このような状況の方でかつ預貯金もないという場合だと、それは大変なことですので、このような方が本当にいれば、この協議会の場で御紹介したいと思えます。

○委員

この計画どおりでよろしいのではないかと思います。特に過度な値上げということではないと思いますので、この20年で解消していくように持っていけばいいのではないかと思います。その前に解消できるのであれば、早目に解消していくような形をまたこの協議会の中で考えてもいいのではないかと思います。

○委員

内容としては全体的によくまとまっていると思いますので、私としても特に意見、質問等はありません。

○委員

内容は端的によくまとまって、よろしいと思います。特にこれに反映されるものではないと思うのですが、ここにメタボリックシンドロームが挙げられていて、今後問題になってくるのが認知症の問題とかフレイルの問題とか、そういうことをまた加味して今後考えていかなければいけないことが出てくるのではないかなと思いつながりながら読ませていただきました。

○委員

今回示されました国民健康保険財政健全化計画はよくできているもので、私はこれでよろしいかと思つます。

○委員

この案でよろしいのではないかと思つます。質問があるのですが、保険料率の見直しということで「被保険者の生活への影響や赤字の削減状況を踏まえ、保険料に大幅な変動が生じることのないよう」となつてはいるのですが、行政サイドとしてはどの程度が大幅な変動と考へておられますか。

○事務局

今回、お示しさせていただいた20年での赤字解消につきましては、2年置きで1人当たり3,000円の負担増という形になっております。あと、標準保険料率が医療分所得割料率として7.03%が示されており、20年間でそこに向かって改定するという形になっております。そのときに、例えば被保険者数が低くなって、医療分標準保険料率が7.5%などと示され、そこに合わせるように改定を行うと、2年間で3,000円以上、5,000円、6,000円などと負担が増えてしまうような場合を想定しております。

○委員

特に意見とか要望はございません。この計画案でよろしいかと思つます。

○委員

私もこれでいいと思つます。感想なのですが、「歳出の適正化」というところで、医療費適正化事業の取組で、ジェネリック医薬品というのが挙がっているのですが、今かなり使用率は上がつてきているのですね。ですから、20年後、10年後というのは、もう少し上がつていて、この辺は財政的に厳しくなるのかなと思つます。

○委員

第1回、第2回で議論してきたことがきちんとよくまとめられていると思つます。私はこれで結構でございます。

ただ、些細なことを申し上げますと、1ページ目の1の下から4行目の「本市においても」というところから、この4行目の文章の主語が何だかわかりにくいので、考へたらいかかかなと。思うに、「本市においても」という「本市」が主語なのだろうと思つのですけれども、そこのところが引かかったものですから。まことに細かいことで申し訳ございません。

○委員

被保険者の負担はなるべく軽くしたほうがいいと思っているのが前提ですが、一般会計からの繰入金の解消が20年間かかるということについて、市側で大丈夫ということであれば、これでよろしいかと思えます。

○事務局

前回の御意見を伺って、事務局としても市のほうには報告していますので、こういった形でまとめていくことについては了解をいただいています。

○委員

原案どおりで結構ですけれども、あと、再来年の3月から保険証とマイナンバーとをセッティングすることになっていますので、そうしますと、過誤とか資格課金もできますので、効率よくなると思えます。

○委員

これでいいと思えます。

○会長

文言についてですが、「計画策定の趣旨」のところ、センテンスが長過ぎるような気がして、ところどころ切ったほうがいいかな。それから、下から6行目で「法定外一般会計繰入」となっていますが、「一般会計からの法定外繰入」ですよね。次のページにも「法定外繰入金」というふうになっているから、「一般会計」が前に来るようにしないとですね。

○事務局

単語の使い方は統一するようにします。

○会長

この案で御承認いただけたことになりましたけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

令和2年度 国民健康保険料のあり方について

○会長

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局

[配布資料2の説明]

○会長

賦課限度額は本当に1年置きに検討していたのですね。ですから、西東京市は国よりも1年遅れの限度額になっているのです。それで、前年度の委員の方々は、国に即合わせたほうがいいのではないかと御意見のほうが強くて、そのような答申を市長に出しておいています。今日出していただいたのは、1年遅れではこれです。それに対してまた国が12月12日に来年度の税制改正によってまた3万円アップしていくということなので、その辺をどうしますかということです。事務局では、きょう皆さんの御意見を聞

いて収支バランスを考えてくださるということなのです。この資料について御意見をどうぞお願いします。

○委員

賦課限度額というのはよくわからないというか、これはどういう特徴のものなのか、今の説明を聞いても余りよくわからないので、説明いただきたいのですが。

○事務局

その世帯にかかる年間の保険料の上限額ということになりますので、今現在でいきますと、西東京市は93万円が上限額となっておりますので、そこを超える保険料は取らないというものが賦課限度額という意味合いでございます。それを、来年度は1年遅れの96万円にするのか、政令に合わせて、99万円にするのかというところになってくるかと思えます。所得に応じてかかる保険料が、今で言うと最高で93万円までという形になりますので、実際に言いますと所得の高い方が影響を受けるという形になります。

医療費ではなくて保険料なので、世帯の人数によっても違うのですが、基本的にはかなり高所得の方が引かかってくる部分の話なのですけれども、所得に対して料率をどんどん掛けていきますと、保険料も限りなく高くなってしまいますので、その上限が年間で九十何万円という形で、それ以上、どんなに収入があっても、それ以上の保険料にはならないという理屈です。

○委員

国に合わせて保険料率を改定するのと、1年遅れで保険料率の賦課限度額を改定するのは、どの程度の世帯に影響が出るのかを教えてくださいたいのですが。

○事務局

世帯数の試算はまだしていないところなのですが、限度額をもし政令より1年遅れとした場合と政令に合わせた場合ですと、大体、政令から1年遅れとした場合ですと1,200万円ぐらいの金額が増に。

来月に行います運協の中で、また毎年出させていただいています、保険の低所得者対策の部分も今回変わるという見通しになっていきますので、どのぐらいの影響になるかという表の中に賦課限度額を改定した場合でも何世帯というような形のものはお出しするよう形では、ざっくりとしたところでは医療分限度額を61万円にした場合だと1,200万円で、医療分限度額を63万円の政令にした場合ですと大体2,000万円ぐらいの増額という形になりますので、大体750万円ぐらいが、政令に合わせた場合の影響額となります。

○委員

限度額のこと伺いたいのですが、今、58万円ですよ。これは、この前いただいたモデルケースで、40代の夫婦と子供2人世帯ですと、年収でいくと幾らの人が限度額の最低になりますか。

○事務局

収入でいきますと大体1,000万円越えの方ですので、モデルケースでお出ししていた

方たちには影響はない。

○委員

多分、高収入の方は、低いほうがいいのでしょうかね。高収入の方はそれなりに保険料をとっていらっしゃるんで、全体の負担とすると少ないのかもしれないのですが、その辺のバランスの問題かなと思ってはいますけれども。いずれは国の方針になっていくわけですね。ならざるを得ない状況には、同じような状況になるのだろうと思うので、それが早いか遅いかというようなことなのだろうと思いますけれどもね。

○委員

非常に難しく、多分、委員もおっしゃったみたいに、該当する方は高額の方だとは思いますが、今まで西東京市は1年遅れでと会長から御説明があったとおり、いずれ国の政策に合わせなくてはいけないというお話で、いずれはというのはわかるのですが、ここで一気にプラス5万円、6万円。介護保険のほうも含めるとプラス6万円を、幾ら高額の方とはいえ、年間で上げるとなると、かなり大きいのではないかなと、私には到底及ばないところなのですが、もし今までどおり1年遅れでいって、20年の計画に影響がないのであれば、令和2年にはプラスの部分、一気に5万円ではなくて1年遅れのというほうがいいのではないかなと、私は思うのですが。プラス5万円というのは余りにも大きいかなと思うのですが。

○委員

私もほぼ同意見なのですが、一気に、一気にといいますが、いずれはそういうふうに合わせていくことになるのだろうとは思いますが、ここで一気に上げるというよりも、1年遅れの形でもってそれを踏襲されたほうがいいのかというふうには思います。

○委員

私は、お金のある方は負担していただいてもいいのではないかと思いますけれども。

○委員

できれば、この際、もう一緒に上げちゃえば、上げてもらったほうがいいのかと思います。5万円の負担は大きいですが。5万円、6万円というのはね。介護と後期高齢者のほうは、国の方針に従って上げてきていますから、今回、医療費の分も一気に上がりますけれども、上げておけば、これからはそんなに上げ幅が少なくて済むのではないかなと思うので、この際、上げたほうが、準じたほうがいいのかと思いますけれども。

○委員

所得での賦課限度額ですので、高額といってもかなりの、本当にかんりの高額の方が影響を受けるということなので、所得でこれだけの影響を受ける方ですから、国のほうに、この6万円を上げて、実際3万円の負担になるのですが、仕方がないのかなという気がします。払う人にとってはかなりの負担なのかもしれませんので難しいのかなというのがありますけれども、かなりの所得を得ていらっしゃる方なので御理解をいただけるのではないかなという気持ちのほうが強いですね。

○委員

今の人口統計を見ると、今後、この負担額が減ることはないと思うので、どこかで一度合わせないと、いつかはと言っても、いつまでも多分同じ状況が続いてしまうので、他の委員と同じように、痛み分けではないですけど、収入のある方に我慢していただいてというような形にどこかでしないと、今後もっと多分開いてしまう可能性もあるので。

○委員

私も同じ考えで、収入のある方はそれなりに負担していただくのはやむを得ないと思います。

○委員

やはり、国に合わせるのがすっきりいくのかなと。あと、社会保険料控除になるので、6万円上がったとしても、納税の場合にはそれが控除されるので、高所得の方の場合は実質的な納付金額というのはもう少し低いと思いますから。

○委員

政令に合わせる方向でよろしいかと思います。

○委員

私も同じ意見です。国が例えば5万円上げてきましたとなると、1年遅れできていると、その差がもっと大きくなりますよね。であれば、早いうちにそろえておいて、低所得の方はそれなりに減りますよね。であれば、収入のある方が負担していただくのがいいかなと思います。

○委員

去年の運営協議会でも、意向としては、1年遅れは解消したほうがというような御意見が結構あったかと思うのですね。私もそれに賛成でして、今回、もう思い切って合わせていくのがよろしいのではないかと思います。それと、何よりも、これをまともに受けるのは、影響を受けるのは高額所得者ですよ。ですから、その辺の方々には、酷なことかもしれませんが、その辺は御理解いただけるのではなかろうかと思っております。

○委員

先ほどの御説明で、政令に合わせると歳入は2,000万円増えるということですよ。私も急激に高額所得の方が増えるのは確かに、一部の方にとっては、何でこんなにいっぱい上がるのというふうに思われるかとは思いますが、政令に合わせて改定をしていった方がいいのではないかと思います。

○委員

よく言われますが、子や孫に先送りするようなことにならないようにということできたいと思っております。

○会長

ということで、大変かもしれないけれども、ここで1年遅れではなくて国の基準に合わせたほうがいいのかという御意見のほうが多いという感じなのですが、それについてはまた収支バランスや、行政の考えもあると思いますので、それでは今日の意見を踏まえて

事務局に令和2年度の予算案の収支バランスを考えながら出していただくということで御承認いただけますか。

(「賛成です」の声あり)

○会長

それでは、予定しました諮問事項の審議は終わったのですが、(案)のところを文言を直しますよね。それを改めてまた出してください。お願いします。

(2) その他

○事務局

次回、第4回の運営協議会の開催について調整させていただきたいと思います。  
(次回の日程調整)

○会長

令和2年1月20日(月)午後7時といたします。

3 閉 会

○会長

予定した議題が終わりましたので、本日はこれで閉会にしたいと思います。

午後7時55分 閉会